

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」 に関する要請

東京労働局(局長 渡延 忠)は、平成28年6月8日から6月16日にかけて労使団体を訪問し、各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた「働き方改革」の取り組みを行うよう要請しました。

また、こうした「働き方改革」の一環として、政府として昨年から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により、夏の生活スタイルを変革する国民運動である「ゆう活」についても協力を要請しました。



一般社団法人東京経営者協会の川本専務理事(左)に、要請書を手交する、渡延東京労働局長(右)



東京商工会議所の小林理事(右)に、要請書を手交する、古瀬雇用環境・均等部長(左)



東京都商工会連合会の傳田専務理事に、要請書を手交する、古瀬雇用環境・均等部長(右)



東京都中小企業団体中央会の高橋副会長(左)に、要請書を手交する、古瀬雇用環境・均等部長(右)



日本労働組合総連合会東京都連合会の岡田会長(左)に、要請書を手交する、渡延東京労働局長(右)

平成28年6月2日

各団体の長 殿

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」 に関する要請書

厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすくまた意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」については、先日政府としてまとめた「一億総活躍プラン」においても「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体として非常に重要な課題です。

東京都においても、長時間労働により豊かさが実感されていない現状にあり、こうした現状を打破するためにも、「働き方改革」の推進が喫緊の課題となっております。

「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各企業においても、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが期待されております。

本年の取組におきましては、昨年の取組に関する企業アンケート調査の結果等を踏まえ、「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時間の前倒しではなく仕事と生活の調和の実現などであることや、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であること、などのポイントを周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体には、昨年5月に「働き方改革に関する共同宣言」を行っていただいたほか、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

東京労働局長 渡 延 忠